

人材第 1830 号
令和 4 年 8 月 19 日

認定職業訓練校 代表者

大阪府商工労働部雇用推進室
人材育成課長

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」
の周知について（依頼）

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が、本年 4 月 1 日に施行されました。

本条例では、府民のみなさまの役割として、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めていただくとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めていただくことを規定しています。

つきましては、本条例の趣旨を御理解いただき、インターネット上の人権侵害のない社会づくりに向け、貴団体（社）内への周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添の啓発リーフレットについては、下記の本府ホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御活用くださいますようお願いいたします。

記

○「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」のページ

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/internet/jourei.html>

○啓発リーフレットのダウンロード

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14854/00423875/leaf.pdf>

※本条例に関する問い合わせ先

大阪府府民文化部人権局 人権擁護課

電話番号 06-6210-9282 内線 2390

F A X 06-6210-9286

人材育成課

人材育成グループ（担当：畑）

電話番号 06-6210-9529 内線 2846

F A X 06-6210-9528